



(イ) 点 ル の 地 点 か ら 一 九 一 度 五 三 分 五 四 秒 三 ・ 四 メ ー ト	(ロ) 点 ル の 地 点 か ら 一 九 五 度 〇 〇 分 一 九 秒 二 一 ・ 四 メ ー ト	(ハ) 点 ル の 地 点 か ら 一 九 八 度 二 一 分 四 九 秒 五 ・ 三 メ ー ト	(ニ) 点 ル の 地 点 か ら 二 〇 一 度 五 八 分 四 七 秒 一 四 ・ 七 メ ー ト	(ホ) 点 ル の 地 点 か ら 二 〇 二 度 〇 〇 分 三 三 秒 一 八 ・ 五 メ ー ト	(ヘ) 点 ル の 地 点 か ら 二 〇 八 度 四 〇 分 〇 四 秒 六 ・ 一 メ ー ト	(エ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 七 度 五 三 分 三 〇 秒 七 ・ 六 メ ー ト	(シ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 七 度 四 七 分 一 二 秒 一 七 ・ 九 メ ー ト	(ミ) 点 ル の 地 点 か ら 二 二 五 度 〇 七 分 五 八 秒 六 ・ 七 メ ー ト	(メ) 点 ル の 地 点 か ら 二 三 一 度 五 六 分 二 〇 秒 八 ・ 四 メ ー ト	(ム) 点 ル の 地 点 か ら 二 四 三 度 一 九 分 五 三 秒 〇 ・ 二 メ ー ト	(キ) 点 ル の 地 点 か ら 二 三 八 度 一 五 分 一 五 秒 三 ・ 七 メ ー ト	(ク) 点 ル の 地 点 か ら 二 四 二 度 三 四 分 一 〇 秒 三 ・ 七 メ ー ト	(ケ) 点 ル の 地 点 か ら 二 四 六 度 五 一 分 三 九 秒 三 ・ 七 メ ー ト	(コ) 点 ル の 地 点 か ら 二 五 四 度 三 四 分 〇 二 秒 六 ・ 二 メ ー ト	(カ) 点 ル の 地 点 か ら 二 五 二 度 一 九 分 五 二 秒 七 ・ 五 メ ー ト	(チ) 点 ル の 地 点 か ら 二 六 四 度 二 六 分 一 四 秒 一 六 ・ 五 メ ー ト	(リ) 点 ル の 地 点 か ら 二 六 七 度 一 七 分 四 四 秒 一 一 ・ 四 メ ー ト	(ハ) 点 ル の 地 点 か ら 二 七 二 度 一 九 分 三 一 秒 三 一 ・ 九 メ ー ト	(ニ) 点 ル の 地 点 か ら 二 七 二 度 四 五 分 二 五 秒 三 ・ 〇 メ ー ト	(ホ) 点 ル の 地 点 か ら 二 七 二 度 四 五 分 三 〇 秒 八 ・ 八 メ ー ト	(ヘ) 点 ル の 地 点 か ら 二 七 二 度 三 二 分 二 六 秒 六 ・ 一 メ ー ト	(エ) 点 ル の 地 点 か ら 二 六 六 度 三 七 分 一 三 秒 六 三 ・ 六 メ ー ト	(シ) 点 ル の 地 点 か ら 二 六 七 度 〇 〇 分 四 九 秒 一 七 ・ 〇 メ ー ト	(ミ) 点 ル の 地 点 か ら 二 七 五 度 二 七 分 二 八 秒 一 〇 ・ 九 メ ー ト	(メ) 点 ル の 地 点 か ら 二 八 四 度 二 七 分 〇 五 秒 一 〇 ・ 一 メ ー ト	(ム) 点 ル の 地 点 か ら 二 九 一 度 四 六 分 四 九 秒 一 〇 ・ 一 メ ー ト	(キ) 点 ル の 地 点 か ら 三 〇 〇 度 〇 四 分 三 〇 秒 一 〇 ・ 一 メ ー ト	(ク) 点 ル の 地 点 か ら 三 〇 六 度 五 一 分 三 九 秒 一 〇 ・ 一 メ ー ト
---	--	---	--	--	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

(イ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 三 度 四 二 分 三 七 秒 二 一 ・ 一 メ ー ト	(ロ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 九 度 三 四 分 二 一 秒 四 ・ 〇 メ ー ト	(ハ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 七 度 三 四 分 三 〇 秒 二 〇 ・ 七 メ ー ト	(ニ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 六 度 〇 三 分 四 四 秒 五 ・ 〇 メ ー ト	(ホ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 八 度 四 八 分 三 六 秒 三 ・ 九 メ ー ト	(ヘ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 五 度 〇 四 分 四 〇 秒 三 ・ 八 メ ー ト	(エ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 二 度 〇 〇 分 一 九 秒 〇 ・ 三 メ ー ト	(シ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 四 度 〇 五 分 四 六 秒 一 ・ 三 メ ー ト	(ミ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 七 度 三 二 分 二 六 秒 一 ・ 二 メ ー ト	(メ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 九 度 一 二 分 三 六 秒 一 ・ 二 メ ー ト	(ム) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 六 度 三 一 分 五 三 秒 六 ・ 一 メ ー ト	(キ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 六 度 二 〇 分 〇 二 秒 〇 ・ 四 メ ー ト	(ク) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 九 度 一 二 分 一 九 秒 五 ・ 二 メ ー ト	(ケ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 三 度 〇 一 分 四 九 秒 〇 ・ 一 メ ー ト	(コ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 九 度 二 二 分 一 五 秒 一 一 ・ 〇 メ ー ト	(カ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 九 度 三 三 分 一 四 秒 一 三 ・ 三 メ ー ト	(チ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 四 度 三 七 分 五 三 秒 六 ・ 〇 メ ー ト	(リ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 〇 度 四 七 分 三 五 秒 五 ・ 〇 メ ー ト	(ハ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 五 度 四 七 分 三 二 秒 四 ・ 八 メ ー ト	(ニ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 九 度 二 四 分 三 五 秒 五 ・ 〇 メ ー ト	(ホ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 八 度 二 四 分 三 五 秒 五 ・ 〇 メ ー ト	(ヘ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 九 度 一 六 分 二 〇 秒 三 ・ 〇 メ ー ト	(エ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 七 度 二 七 分 三 八 秒 二 ・ 八 メ ー ト	(シ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 六 度 四 五 分 一 一 秒 一 ・ 四 メ ー ト	(ミ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 四 度 四 二 分 二 〇 秒 八 ・ 六 メ ー ト	(メ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 六 度 五 五 分 三 九 秒 三 ・ 一 メ ー ト	(ム) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 八 度 五 五 分 三 九 秒 三 ・ 一 メ ー ト	(キ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 七 度 四 一 分 〇 五 秒 三 ・ 三 メ ー ト	(ク) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 八 度 五 三 分 三 〇 秒 三 ・ 三 メ ー ト
--	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(イ)の点	(ロ)の点	(ハ)の点	(ニ)の点	(ホ)の点	(ヘ)の点	(ト)の点	(チ)の点	(リ)の点	(ヌ)の点
から二三度二九分三〇秒五・六メートル	から二三〇度〇五分五〇秒〇・六メートル	から四二度二八分五七秒五五・一メートル	から三三度一分一六秒六二・四メートル	から二〇度一五分一六秒六五・九メートル	から七度五八分五五秒四一・八メートル	から二五度四四分三〇秒四一・〇メートル	から九四度〇二分三六秒八五・一メートル	から七四度〇九分一三秒五八・九メートル	から一〇八度四三分〇七秒七〇・三メートル

○宮城県告示第十七号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 仙塩広域都市計画道路
  - 2 名称 三・三・百三十二号一國幹線
- 二 都市計画を変更しようとする土地の区域
  - 1 追加しようとする土地の区域

- 三 縦覧場所
  - 宮城県庁（土木部都市計画課）、塩竈市役所（建設部都市計画課）
- 四 縦覧期間
  - 平成二十七年十一月十日から平成二十七年十一月二十四日まで
- 五 注意事項
  - 意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
- 宮城県告示第十八号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
- なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。
- 平成二十七年十一月十日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 仙塩広域都市計画道路
  - 2 名称 三・三・二百五十一号国道幹線
- 二 都市計画を変更しようとする土地の区域
  - 1 追加しようとする土地の区域
    - 大衡村 大衡字爪木、同字赤坂、同字座府、同字河原、同字針東、同字萱刈場、同字吹付前、駒場字上横前、同字欠下、及び同字葦崎の各一部
  - 2 廃止しようとする土地の区域
    - なし
- 三 縦覧場所
  - 宮城県庁（土木部都市計画課）、大衡村役場（都市整備課）
- 四 縦覧期間
  - 平成二十七年十一月十日から平成二十七年十一月二十四日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

## 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十七年十一月十日

宮城県教育委員会

委員長 伊 藤 均

一日 時 平成二十七年十一月十八日 午後一時三十分

二場 所 教育委員会会議室

三 傍聴者の定員

十二人

四 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

五 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一一）